

村の世帯・人口

1967年11月末日現在

総世帯数 1,847戸

男 4,915人

女 4,940人

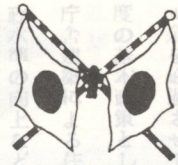
計 9,855人

当月の人口移動

出生 28 死亡 4

転入 13 転出 22

婚姻 21 離婚 3



1968年 元旦

# はらに報広

発行所  
西原村役所  
電話 (095) 2401  
印刷所  
中部印刷 K K  
電話 (077) 4464

- 一、年頭の辞  
西原村長 新川 崔吉 ..... 1
- 二、母子手帳をうけて健全な子を育てましょう  
1 はじめに ..... 2
- 2 児童の範囲とは ..... 2
- 3 母子手帳の役割 ..... 2
- 三、躍進する金秀鉄工 K K 西原工場 ..... 2
- 四、西原白百合保育園の設立 ..... 3
- 1 はじめに ..... 3
- 2 保育園の使命は大きい ..... 3
- 3 教会附属西原白百合園々則 ..... 3
- 五、村の話題 ..... 5
- 1 結核予防シールに協力 ..... 5
- 2 村内駅伝大会の幸地チームが優勝 ..... 5
- 3 共催で合同慰霊祭 ..... 5
- 4 新川、呉屋氏の激励会 ..... 5
- 5 生改グループが和服着付講習会 ..... 6
- 6 複十字年賀はがきの説明会 ..... 6
- 7 水道資材の入札 ..... 6
- 8 村内重度障害者に慰問金 ..... 6

西原区教育委員会

## 主なもくじ

西原村役所  
新川 崔吉  
新川 崔吉  
西原村長 新川 崔吉  
収入課長 安谷屋 隆吉  
助役 宮平 吉太郎  
村長 新川 崔吉

材の世帯・人口

1967年11月末日現在

総世帯数 1,847戸

男 4,912人

女 4,940人

計 9,852人

世帯人口の構成

出生 28 死亡 4

転入 13 転出 33

総戸数 3



1968年 元月

# 大分県報

本社 大分県中津市  
電話 (097) 4834  
支社 大分県中津市  
電話 (097) 2401

- 8 林内重更朝書香の慶問金.....0
- 7 水産資料の人林.....0
- 6 裏十宇平買おかまの協明会.....0
- 5 主苑マウーマの味朝書村協明会.....0
- 4 津川、興屋刃の協明会.....0
- 3 共進合同協明会.....0
- 2 林内澤田大会 幸地マウーマの慶問.....0
- 1 林内千鶴マウーマの謝儀.....0
- 五、林の諸報.....0

3 逸会桐風西原白百合園々明.....3

3 保育園の奨命お大名.....3

1 おしどり.....3

四、西原白百合保育園の創立.....3

三、顕彰する金表越工KK西原工場.....3

3 母子手続の奨励.....3

3 児童の奨励.....3

1 はつめ.....3

二、母子手続をめぐって.....3

一、年報の終.....3

主 な も く ろ

1

3

3

3

3

3

3

3

3

3

0

0

0

0

0

0

0

0

0

# 年頭の辞

西原村長 新川 崔 吉

あげましておめでとうございませう。一九六八年の新春を迎えるにあたり広報「にしはら」を通じて年頭の辞を申し上げます。ことができましたことを私の喜びとするところであります。

旧年中は議会の方々をはじめ、村民皆様の絶大なるご支援とご協力を賜りましたことを心からなる御礼を申し上げます。毎年新正月の時期はキビ収穫の初期に入り、農家の皆様には大変忙しい毎日でご苦労様でございます。また旧年中は新庁舎の敷地購入の実現と庁舎建設計画、水道給水条例制定による水道事業、住民福祉につながる老令年金、保健衛生の問題などが推進されています。第三次産業として金秀鉄工KKの村内への工場設置など中部製糖の砂糖産業にあいつぐ民需要としてその生産も大きく期待され、村内就労者の需給調節の面においても村民所得に大きなプラスされるものとして確信いたします。本年度も当局、議会、農協、教育委員会の四者が一体となって村振興発展のため、なお一層の努力を傾注したい所存であります。六八会計年度においては戦後最大の大型予算として三三万三千ドル余を通過させていただきました。これにともなう新年度の基本政策として、地方財政、農業基盤の整備拡充、新庁舎建築による住民サービスの達成、環境衛生の充実、行政水準の向上などを目標にしております。本年こそ明るい村づくりに皆様の絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご健康とご発展をお祈りいたしまして年頭の辞といたします。



## 西原村役所

村長 新川 崔 吉  
 助役 宮平 吉太郎  
 収入役 安谷屋 隆造  
 外職員 一同

## 西原村議会

議長 与儀 栄  
 副議長 新川 夫  
 議員 外間 正郁  
 城間 光雄  
 新城 正雄  
 新川 正  
 与那城 良  
 新垣 計  
 比嘉 幸  
 安谷屋 昌夫  
 小波津 正徳  
 中山 正徳  
 呉屋 栄善  
 屋良 朝光  
 大城 勝治  
 宮里 景進  
 米須 清喜

# 年 新 賀 謹

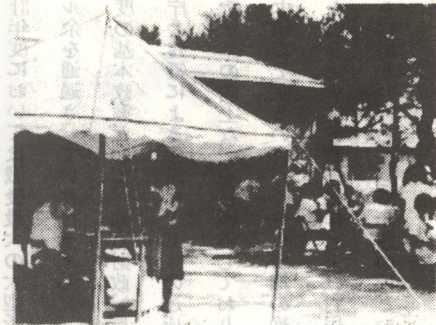
## 西原村農業協同組合

組合長 城間 光雄  
 外職員 一同

## 西原区教育委員会

委員長 大城 純勝  
 副委員長 大城 孝敏  
 委員 小橋川 潔  
 委員 仲宗根 精恵  
 委員 翁長 盛助  
 外職員 一同

# 母子手帳をうけて 健全な子を育てましょう



(昨年7月小児マヒ予防の投薬)

2 幼児Ⅱ満一才から小学校始期に達するまでの者

3 少年Ⅱ小学校就学から満十八才に達するまでの者

こうして児童は、わたしたち社会の仲間の一員として法律の定めるところに分類され社会福祉の恩典があることを忘れてはなりません。これから母親となる方も、父親となる方も愛情と正しい知識をもって子どもを育てあげていくことはわたしたち社会にとって大きな役目であり責任でもあります。

## はじめに

沖繩における児童福祉法は、いまから十四年前に立法化されて今日にいたっています。六六年六月二十九日までに九回も改正されています。児童福祉法は、その趣旨、理念としてすべて住民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならぬとされています。また児童はひとしく生活を保障され受護されなければならないとされ、これらの育成について政府および市町村は、児童の保護者とともに、児童の心身について健やかに育成する責任を負わされていて、法令の施行と同時に実施されつつあります。

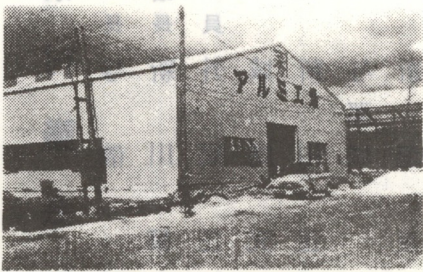
## 児童の範囲とは

児童の範囲とは、法律の定義上、満十八才に満たない者をいい、児童とはつぎのように分けられている。

- 1 乳児Ⅱ満一才に満たない者



(与那城森から見おろす金秀鉄工KK)



(近代整備された金秀鉄工西原工場)

## 躍進する金秀鉄工KK

金秀鉄工KK(只屋秀信社長)では、このほど西原村字小波津細工升原(西原平野中央地)に敷地八、二〇

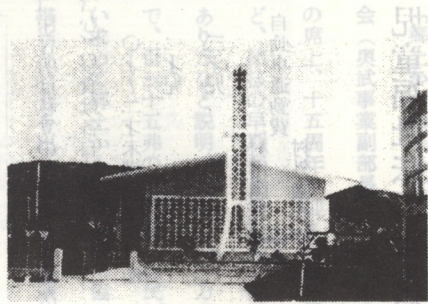
坪二棟の工場が完成、建物の長さ六二メートル、幅員二〇メートル(三、七四〇平方メートル)の大型

うが、赤ちゃんを育てるために、お気軽に村駐在の公看ともご相談なさって下さい。

## 母子手帳は児童育成に重要な役割を果す

この手帳は、児童福祉の法律の下に、母と子の健康を守るためにつくられて、母と子の健康状態など記録され、また育児について日本国憲法の精神に従い、児童憲章のこと、妊婦初期の状態、妊産婦の心得、産前産後の母の健康状態、新生児について医師、助産婦の指導助言など記録されるようになっていく。また生後三カ月前後、六カ月前後、誕生前後、満二才の時、満三才の時、満四才の時、満五才の時、小学校入学前の各健康状態、精神運動機能の発達表、月別発育の標準と平均など、この法にもとづいて健康診断なども実施されているほか、各予防接種、種痘など各定期的に計画し実施されています。しかしながら数多いこの恩典も母子手帳をもっていないければ受けれられないことになっています。その他詳しいことをお聞きになりたい方は村公看または村福祉係にたずねてみて下さい。

工場二棟を完成、現在沖繩の民間工場ではまだ見たことのない近代設備を誇るアルミサッシ大型工場である。従業員は一六〇名で、村内で砂糖産業の中部製糖KKに次ぐ大型工場で現在の従業員一六〇名のうち八〇名は村内出身で、製品としては沖



(教会礼拝堂)

繩の諸官庁、公社など鉄工アルミサッシは金秀だけがもつ特別製品として設計されたもので、いまは全琉の建築業界で広く名声をあげ、沖縄産業界のホープとして、今後の活躍が大いに期待されています。



(元気よい園児たちの朝の体操)

にいても保育中集団教育したため成績は良好であると園長の新川広子さんは語っています。

### 保育園の使命は大きい

## 教会附属西原白百合保育園の設立

### はじめに

広報「にしはら」は第三、第四号で村内の義務教育期間にある西原、坂田両小学校をはじめ、西原中学校などの学校経営の概況を紹介してまいりました。これについて広報「にしはら」は第九号を発刊、輝かしき一九六八年の新春を迎えて西原村中央南側にある教会附属西原白百合保育園の園児の保育状況を紹介したいと思います。「子供の発育頭脳はだいたい三才から六才ころまでにきまるそうです。保育園の設置は、児童福祉法の規定などから普通一般には一保護者の労働、疾病、不在などにより、昼間その十分な保育が受けられない児童」というようになってい

る。この保育園はとくに私たちの家庭では手のとどかないところまで親切丁寧にできるといっている。右写真でご覧のように「朝のラジオ体操、遊戯」など元氣よくやっています。現代の社会は年から年中青少年の非行化など叫ばれており、その問題も家庭の環境からくるといわれています。

す。すなわち子供の保育について放任状態に近いということです。この保育園はことし四月から幼稚園にいく子が二〇名ほどいるが、幼稚園

### 教会附属西原白百合保育園園則

第三章 職員及び職務		第三章 定員	第一章 総則
(登園禁止)	(職員の定義)	(入所定員)	(目的)
⑦人園させた児童が伝染性疾患などの病に侵された場合は当該児童が全治するまで登園を禁ずることができる。	<p>⑤この園に次の通り職員を置く。</p> <p>園長 一名 主任保育士 一名 保育士 二名 保育員 一名 医師 一名 専務及び運転手 一名</p> <p>母のついでに</p>	<p>④この園の定員は次の通りとする。</p> <p>二才児 二三名 三才児 三三名</p> <p>①児童福祉法に基づき日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児及び幼児、その他特に必要のある時はその他の児童を宗教的情操を加えた適当な環境のもとに教育し心身の健全な発達を助長する事を目的とする。</p> <p>②この保育園は教会附属西原白百合保育園と称する。</p> <p>③この保育園の位置を西原村字呉屋六七番地に置く。</p>	

西原村にも年々共稼ぎが増え西原白百合園は児童福祉法に基づいて日々保護者の委託を受けて乳児および幼児をあづかっている保育園の必要性はますます大きくなっています。この保育園にあづける児童はサラリーマン、軍作業などが多く朝は午前八時三十分から午後は四時まで現在六〇名保育していますが午前、午後、園の自動車で送り迎えて村内を巡回して三〇名、村外からは中城村から二〇名、浦添村から一〇名と園の運転手の大城喜勝さんは朝、夕二回往復である面では庶務事務も兼ねて毎日多忙の日である。こうして安心して児童をあづけられるよい保育園として各父兄から大変喜ばれています。それは、この保育園も児童福祉法に基づいて園則がありますのでかんに紹介してみましよう。

保育の内容は、この通りにする。

児童の心身の調和的な発達を図り、健全な心身の基礎を養

うようにする。

基礎的な生活習慣を正しい社会的態度を育成し、豊かな情

感を養い、道徳性の芽ばえをつちかうようにする。

自然及び社会の要相について興味や関心を持たせ、思考力

の芽ばえをつちかうようにする。

西人の話を正しい態度で聞く人にわかるようなことばをつち

かうように導く。

遊びのびとびとした表現活動を通じて創造性を豊かにする。

自主的、自発的な活動を促し自立の態度を養うようにす

る。

この園の目時表及び年間行事は別表のとおりとする。

保育時間は原則として八時間とし次の通りとする。

この園の休日は次の通りとする。琉球政府の公休日と日曜日

⑭六カ月に一回身体測定し、年二回の健康診断を実施し保健衛

生に留意する。

毎月教育をより効果をもたらすために教科内容と連絡事項を

印刷し月初めに各家庭に配布し家庭との連絡をとるため原則

として毎月一回父兄会を行なう。

この園則は昭和四十一年四月二十日より実施。

この園則の実施に必要な細則は園長が定める。

附 則

### 保育料その他

○才〜二才未満	月額	一〇ドル
二才児	〃	八ドル
三才児	〃	六ドル
自動車通勤費	〃	一五ドル
村内園児	〃	二ドル
村外園児	〃	〃

## 児童福祉法による保育所への入所措置基準

### 居宅外労働

①児童の母親が日中居宅外で労働することを常態としているため、その児童の保育ができず、かつ同居の親族その他の者がその児童の保育に当ることができないと認めら

れる場合。

### 居宅内労働

②児童の母親が日中居宅内で児童と

はな、日常の家事以外の労働をすることを常態としているため、その児童の保育ができず、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当ることができないと認められる場合。

### 母親のいない家庭

③母親の死亡、行方不明、拘禁等の理由により母親がいない家庭であつて、かつ、同居の親族その他の者がその児童の保育に当ることができないと認められる場合。

### 母親の出産等

④母親が出産の前後であり、又は疾病の状態にあり、若しくは心身の障害があるため、児童の保育ができず、かつ同居の親族その他の者がその児童の保育に当ることができないと認められる場合。

### 疾病の看護等

⑤その児童の家庭に長期にわたる疾病又は心身に障害ある者があり、母親が居宅内又は居宅外で常時その看護に従事しているため、その児童の保育ができず、かつ同居の親族その他の者がその児童の保育に当ることができないと認められる場合。

### 家庭の災害等

⑥火災、水害、地震等の災害によつてその児童の居宅を失ない、又は、居宅を失なわれないが破損した場合において、その復旧のためその児童の保育ができなない場合。

新 所  
行 役 所  
村 街 所  
(095) 2401  
別 所  
印 刷 K K  
電 話 (077) 4484

# 村 の 話 題

## 結核予防シールの説明会

〃 琉球結核予防協会が 〃

「郷土から結核をなくしましよ」と琉球結核予防協会（奥武事業副部長）では、去る十一月一日村区長会の席上、十五周年を迎えた結核予防協会の事業運営など、結核の早期発見のための集団検診、予防と治療のあり方など説明、村割当は一万三千五百枚のシールで、百三十五弗の目標額、住民がこぞってシールを買って、百三十五弗の目標額、住民がこぞってシールを買って郷土から結核撲滅に協力しましよと、一世帯当たり八仙を出し合うよう協議した。

## 村内駅伝大会

幸地チームが優勝

西原村体育協会主催の第三回駅伝競技大会は昨年十一月五日正後から開かれた。村内主要道路二〇、三〇〇メートルを五区間に分け、各部落、職域団体など二〇チームが健脚を競った。その結果幸地チームが一時間十八分二十九秒で優勝した。団体チームの成績はつきのとおり。一位幸地チーム（一時間十八分三十九秒）、二位西原中校チーム（一時間十八分五十五秒）、三位我謝Aチーム（一時間十九分五〇秒）、三位森川Aチーム（一時間二十一分七秒）。区間賞一区幸地チーム与那嶺幸栄（十九分二十五秒）、二区森川Aチーム棚原盛善（八分五三・七秒）、三区西原中校生チーム外間敏治（十三分十六秒）、四区幸地チーム仲宗根盛栄（十五分二十六秒）、五区西原中校生チーム与那城勇（十五分十七秒）

# 報 廣

保 健

慰 靈



体 育

祝 賀

## 共催で合同慰霊祭

西原村当局と村遺族会の共催で、去る11月17日午後二時から村慰霊塔前で六七年第13回合同慰霊祭を行なった。同慰霊塔は村内出身者満洲事変以降の戦没者ら今次沖繩戦で激戦の中心地であったため、他市町村、本土出身者、一般民の諸英霊約一、八〇〇柱が祀られている。当日は、村内外の遺族四百五〇名が参列し盛大に行なわれた。

## 新川、呉屋氏の激励会

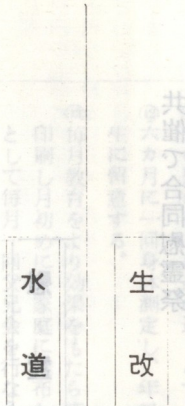
西原村（新川崖吉村長）では、このたび援護事業功労者として厚生大臣から表彰をうけた内間出身新川栄吉氏と、本土の中央労働災害防止協会から沖繩で初めて緑十字賞を受賞した我謝出身の呉屋秀信氏お二人の榮譽と功績をたたえる激励会を昨年12月1日午後7時から与那原町の月見亭で催した。

当日は役所職員、議員、教育関係者など六五名が参加し盛大に催された。

### 村生改グループ

#### 和服着付講習会

西原村（地嘉美代子生改善委員）では、年末11月27日 内間公民館でグループ30名が集まり和服着付講習会を開催した。これから和服の流行に備えて「和服の着付は一人て出来るのが女性のたしなみだ」と当日は村内で美容屋を経営する岸本初子さんの手ほどきをうけた。岸本さんは村生改グループ員の一人でもあり、無料奉仕だとグループ員から喜ばれた。



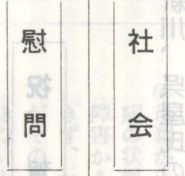
### 水道資材の入札

西原村では、六八年度に施工する水道施設地域（小那覇、嘉手苅、兼久、新部落）の配水管資材六、一一七メートル、消火栓八カ所の工事資材を昨年十月七社の業者を指名し競争入札に付した結果、万弁舎（代表真玉橋景福）が落札した。ことし一月中に資材が納品され、本格的工事は二月あとになる予定だが、これから水問題の解決も期待される。

### 複十字年賀はがきの説明会

#### 沖繩療友会が

沖繩療友会（山城永盛事務局長）では、昨年12月1日 区長会の席上、療友会の設立趣旨、事業内容、組織と運営、最近沖繩における結核対策の現状、更に自身で身をもって体験した闘病生活間で結核のおそろしさ、「沖繩から結核をなくそう」と、年末をひかえ村民出費多端の折、複十字年賀はがき発行について区長会の了解を求めた村割当は三千枚で四五弗の目標額。



### 村内重度障害者に慰問金

西原村身体障害者協会（小波津次郎会長）では、去る十二月二十五日のクリスマスを記念して村内重度障害者（上下肢不自由者、わたきり）十一名に対し六八年度事業の一つとして、式ドルあてと慰問激励文をそえてプレゼントした。

六八年度からは当協会の重度障害者の限度基準の規定により審議会の審査査定の審査によって第一種の重度障害者のみに支給され、またこのプレゼントによって重度障害者の更生に勇気づけた。

### 居宅外労働者に対する福利金

①児童の母親が日中居宅外で労働する  
ることを常態としていたため、その児童の保育ができず、かつ同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認めら

れる場合。

### 居宅内労働者に対する福利金

②児童の母親が日中居宅内で労働する  
ることを常態としていたため、その児童の保育ができず、かつ同居の親族その他の者がその児童の保育に当たることができないと認めら

れる場合。